

# オスマン帝国の 1915 年「アルメニア人ジェノサイド」におけるフランスの認知問題

—EU、トルコ、フランス—

松井 真之介

## はじめに

フランス国家は 2001 年 1 月 18 日に《フランスは 1915 年のアルメニア人ジェノサイドを公式に認知する》という法案を国民議会で再可決し、同年 1 月 30 日に法律として公布した。この法律はこの一文のみの宣言的なものであり、トルコという言葉のみならず、オスマン帝国という言葉すら出てこないものであった。発表された当時、メディアから「象徴的認知」といわれたこの法律には、実刑に関する条項は存在しない。

もちろんこれはフランス国内に向けて宣言された法律であるが、このことが国際的に報道されたとき、直接の加害者でも被害者でもないフランス国家が、歴史的なものとして扱われても全く不思議ではない 85 年前の事件についての見解をなぜ今になって表明したのか、しかも国際的な場ではなくなぜわざわざ国内へ向けてなのか、驚きをもって迎えられた。しかもそれは「ジェノサイド」が誰によって行われたか、このジェノサイドにフランスはどのような立場で臨むのかについては一切触れられていないという非常にニュートラルな条文であり、その真意について多くの憶測を呼んだ。

その後 2006 年 10 月 12 日には《1915 年のアルメニア人ジェノサイドを否定する行為に最高 1 年の懲役刑もしくは 45,000 ユーロの罰金刑を科す》という法案を国民議会で可決した。2001 年時の法律とは違い、今度は否定する行為に関して実刑が下されることとなった。しかしその後上院で否決されたため、法律として公布されていない。

以上はフランスの事例であるが、1915 年にオスマン帝国によって引き起こされたといわれている「アルメニア人ジェノサイド」は、ほぼ 1 世紀前の事件であるにもかかわらず、それをジェノサイドであると認知するか否かでいまだに世界各地で取りざたされている。しかも、この問題を取りあげるのは当事者中心ではなく、例えばフランスなど、直接関係のなかった国々や市町村などの地方公共団体、その他各種団体であり、一種の政治問題となっている場合が多い。本報告では、現在最も政治的に取り上げられて、その影響も最も大きいとされるフランスによる認知問題に関して、「歴史的事件」と見られているこの事件を、なぜ今直接の当事者ではないフランスが公式認知を行うのか、なぜ「象徴的認知」

## I 論文

にとどまらず、その否定行為に対して実刑まで課そうとしているのか、また公式認知をすることが、いかなる影響をひきおこすのか——これらの問題について、EU やトルコ共和国の反応を観察しつつ論ずる。

### 1. 「アルメニア人ジェノサイド」とは

#### 1.1. 「ジェノサイド」とは

「アルメニア人ジェノサイド」とは、1915 年にオスマン帝国の政権党であった「統一と進歩委員会」（通称「青年トルコ党」）の主導の下、帝国領内のアルメニア人の一掃を目的として行われた組織的虐殺と追放を指す、とされている。ここでまず、「ジェノサイド」とは何を指すのか、次に「アルメニア人ジェノサイド」といわれる事件がどのようなものであるかの説明をしたい。

ジェノサイドという言葉は、ナチスによるユダヤ人虐殺に関するテーマを扱うときに現われることが多いが、まだ広く一般に浸透した言葉とはいいがたい。この言葉の歴史は比較的新しく、1944 年にユダヤ系ポーランド人の法学者ラファエル・レムキンが、「民族、種族」を意味するギリシア語の接頭辞 *genos*（ゲノス）と、ラテン語で「殺す」という意味の *cidium*（キディウム）に由来する接尾辞 *cide*（キデ）を繋いでこの言葉を案出したのがはじまりである。ナチスの犯罪に対して考案し使用したこの造語は、早くもその 4 年後の国連第 3 回総会で採択された「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約（通称「ジェノサイド条約」）」において、以下のように定義されている。

本協定においては、ジェノサイドとは、国民的、民族的、人種的あるいは宗教的集団を、全体的あるいは部分的に絶滅させようとの意図を持ってなされた以下の諸行為のいずれかを意味する、すなわち、

- (a) 当該集団の構成員を殺害すること
- (b) 当該集団の構成員に重大なる身体的あるいは精神的傷害を惹起すること
- (c) 当該集団に、全体的であれ部分的であれ、その物理的破壊をもたらすように企てられた生活条件を意図的に負わすこと
- (d) 当該集団内での出産を妨害しようと意図された諸手段を強制すること
- (e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移管すること

この定義によると、行為がなされる対象は民族に限らず、その行為は殺戮に限らないということが確認できる。1915 年のアルメニア人に起こった事件について、日本語でよく使

われる訳語——「民族大虐殺」や「集団殺害」——では事件の一部しか表せない側面があるので、本報告では「ジェノサイド」という言葉をそのまま使うことにする。

1915年の青年トルコ党によるオスマン帝国内のアルメニア人の大虐殺は、以上の定義を踏まえて「ジェノサイド」と呼ばれている。では、どうしてオスマン帝国に居住していたアルメニア人はジェノサイドにいたるまでの迫害を受けたのであろうか。

## 1.2. 「アルメニア人ジェノサイド」の背景

この問題の背景として、まず「アルメニア問題」の存在を説明しなければならない。アルメニア問題とは、オスマン帝国が19世紀末に抱えていたいわゆる「東方問題」の一つで、この問題がジェノサイドの淵源となっているといえよう。具体的には、アルメニア人の民族意識の高揚にともなう一連の自治権獲得運動にたいするオスマン帝国による弾圧、迫害という行動と、その結果生じた国際政治上の諸問題を指す。もともとはオスマン帝国の内政問題だったが、1877～1878年にかけての露土戦争を終結させたサン・ステファノ、ベルリン両条約によって外交上の問題となっていた。というのも、1879年のベルリン条約でその強制力は弱まったものの、両条約ではアルメニア人をはじめとする帝国領内の少数民族に対する改革を実行することを強制され、それを怠るとロシアをはじめとする列強が介入する圧力をかけていたからである。

しかしこの当時、オスマン帝国の末期はアルメニア人のみならず、ギリシア人やブルガリア人など、いずれも民族反乱と独立運動が発端となって帝国内の様々な民族が迫害、虐殺されたが、なぜアルメニア人だけがジェノサイドにいたるまでになったのであろうか。

国内的な理由としては、アルメニア人をはじめとする少数民族は青年トルコ党の標榜するトルコ民族主義に合わないため、政治的に排除すべき存在であったことがあげられる。彼らの標榜するトルコ民族主義はもともと、多民族、多宗教、多言語社会であるオスマン帝国の枠組を維持しつつ早期の中央集権化を推進するため、トルコ人をヒエラルキーの頂点とする立憲政府を樹立する、というオスマン主義に基づいたものであり、アルメニア人を含むオスマン帝国の多元社会を否定するものではなかった。しかしジェノサイドが起こる5年前の1910年頃にはそれは汎トルコ主義に変化しており、その目的は国内の少数民族をトルコ化することにはじまり、最終的には、トルコを核としアジアのすべてのトゥラン族（トルコ系諸族）の統一をはかることであった。必然的にアルメニア人をはじめとする少数民族は同化をはじめとする何らかの圧力をかけられることとなった。

また、オスマン帝国内のアルメニア人勢力に対する脅威に対する反応もあげられよう。オスマン帝国のアルメニア人は、首都コンスタンティノープルを中心とした帝国西部では、主に経済の分野で活躍する者・家が多かった。例えばドゥジアン家は帝国造幣局、ダディアン家は火薬、製鉄、製糸といった系列を握り、カヴァフィアン家は首都の造船所を経営していた。工場経営者の多くもアルメニア人であり、帝国金融への影響も大きかったとい

## I 論文

われている。19世紀にはアルメニア人銀行家とアルメニア人商人が徴税請負権や貿易権を獲得し、帝国経済の中心になっていた。また、帝国のスルタン、アブデュル・ハミト2世の財政顧問として長年信頼されていたハゴプ・ザリーフィもアルメニア人である。このように経済の分野での活躍といっても、それは時に帝国の政治に影響するほどのものであったことがわかる。「トルコ化」に変質した20世紀初頭のトルコ民族主義にとって、このようなアルメニア人の影響力は非常に危険なものとして映ったことは容易に想像できる。

帝国東部に関していうと、東部のアルメニア人は農民がほとんどであり、実際の社会的影響力というものは見えにくいだが、アルメニア人の人口的な問題は無視できなかった可能性はある。例えば、1912年のオスマン帝国の東部6州のアルメニア人人口は合計1,018,000人を数え、これは6州全体の人口2,615,000人のうち38.9%を占めていた。アルメニア人につぐ人口を占めるのはトルコ人の25.4%、次いでクルド人16.3%であった。つまり、東部6州ではアルメニア人は人口の4割近くを占め、最も人口の多い集団だったのである。宗教別にみると、アルメニア人とギリシア人などを含めたキリスト教徒は45.2%を占め、他方イスラーム教徒はトルコ人、クルド人などで45.1%を占めており、両教徒はほぼ同数であった。少なくともこの6州では、アルメニア人は決して少数派ではなく、むしろ人口的には多数派だったのである。このことも、次にあげるロシアの南下問題ともからみ、オスマン帝国にとっては脅威であった可能性が大いにある。

対外的な理由としては、アルメニア人がロシア南下の契機になる脅威であったことがあげられる。アルメニア人はオスマン帝国領のアナトリア半島からロシア帝国領のカフカス地方、そしてペルシア領西北部にわたって居住し、数百年にわたって国境で分断された状態が続いていた。オスマン帝国側は、アルメニア人の民族統一を理由に帝国東部に住むアルメニア人がロシア領のアルメニア人と結託する恐れを抱き、彼らが第一次世界大戦でロシア側に加担することと、その結果次第では東部にロシア軍が侵入し、占領され、ロシア領に組み込まれることを恐れていたのである。

そして、第一次世界大戦の勃発により、国際世論、特にこれまで東方問題で干渉してきた欧米列強がオスマン帝国の国内問題に深く介入する余裕がなくなったという状況も、ジェノサイドをなすがままにした要因になった。

このように、国内外の状況ともにジェノサイド実行の絶好の機会であり、「アルメニア人ジェノサイド」はこのような背景のもとに実行されたのである。

### 1.3. 「アルメニア人ジェノサイド」の過程

オスマン帝国内のアルメニア人への迫害は、1915年のジェノサイドでピークを迎えたが、実はそれまでも大規模な殺戮は2度起こっていた。1つ目は1894年から1896年にかけての帝国東部を中心に行われた大量虐殺である。この、2年間にわたる断続的な虐殺では殺害、亡命、餓死、凍死などあわせて、オスマン帝国から40万人のアルメニア人が減少したといわれる。しかしこの一連の虐殺は計画的にアルメニア人全滅をもくろんだ虐殺では

ないとされ、オスマン帝国側からの不当な扱いに対するアルメニア人の反乱への報復、無差別攻撃であるとされているため、ジェノサイドといういわれ方はされていない。

2つ目は1909年、地中海沿岸のキリキア地方の都市アダナで行われた虐殺である。ここではアルメニア人がトルコ人を殺したといううわさからアルメニア人に報復を加えようとする動きが広がり、他のキリスト教徒も迫害の対象となり、結局アルメニア人、アッシリア人、ギリシア人合わせて21,000人もの犠牲者を出した。そのうちアルメニア人は19,500人であり、犠牲者はほぼアルメニア人で占められている。ここでは以上の2つの事件とも、「官憲に逆らった」もしくは「反乱を起こした」などの「治安を乱す行為を行った」ということが虐殺の理由になっていることを確認しておきたい。

1915年のジェノサイドは、最初から非常に計画的に行われた。まず、1914年の8月、政府内では非公開でアルメニア人ジェノサイドを実行する具体的な方策を確定する会議が開かれた。オスマン帝国は10月に第1次世界大戦に参戦したあと、ジェノサイドを実行し始める。まず、1915年の2月頃から政府内のアルメニア人官吏の解雇・投獄、軍隊内のアルメニア人を強制的に過酷な労働部隊に配置変更させ、衰弱死させるなど、アルメニア人勢力を弱体化させることから始まった。4月24日、首都コンスタンティノープルのアルメニア知識人600人が逮捕されたのを機に、組織化された方法による追放と虐殺が始まる。まず健全な成人男性を招集し、そのまま監獄へ放り込むか、町から連れ出して人気のないところですぐに銃剣で殺す。反抗したり、逃亡したりする力を持っている男性を最初に手早く抹殺するのである。次にそのような力のないとされる女性、子供、老人に対しては、衰弱死をもくろんでシリアの砂漠へ強制移住させたり、教会に集めて火を放って焼き殺したりするといった方法がとられた。海に近い町では、労働の現場に行くという名目でアルメニア人たちを船に乗せて生きたまま海中投棄した。

このような事例から、1915年のジェノサイドはなるべく弾薬や刀剣を使わない低コスト志向の性質を持つことが分かる。そしてその年の秋にはジェノサイドはほぼ終了していたという迅速さ、実際にはかなり不完全だったとはいえ、ジェノサイド直後に実行された報道管制と国内通信網の一部遮断という情報流出への対策もこのジェノサイドの計画性を如実に示しているといえよう。そして1916年、内相タラートはトルコ人が妻や使用人として使っていたアルメニア人を追放するという布告を出す。「反乱を起こしたから」というのではなく、「アルメニア人であること」がいまや完全に追放の理由になっていることがこの布告からも窺える。

なお、この時に虐殺や追放から生き延びたアルメニア人たちが、アメリカやフランスをはじめとして、世界中に離散することになるのである。

#### 1.4. 「アルメニア人ジェノサイド」の見方

「アルメニア人ジェノサイド」といわれる事件が、例えば認知問題など、今でも取りざたされるのは、この事件に対する見方がさまざまだからである。ここで、被害者側のアル

## I 論文

メニア人の見解、そして当時オスマン帝国内にいてそれを外部に伝えた欧米人の証言、そして実質的に加害者にあたる立場となるトルコ人の見解をみてみよう。

まずアルメニア人側は、この事件は青年トルコ党指導部の命令による意図的な民族撲滅計画による虐殺、追放であり、れっきとした「ジェノサイド」であるとしている。そして、その犠牲者は 150 万人であると宣言している。

欧米人の証言については、駐コンスタンティノーブル米大使ヘンリー・モーゲンソウをはじめ、第一次世界大戦でオスマン帝国の同盟国であったためにオスマン帝国軍に同行してきたドイツ人将校、ドイツ人使節、従軍司祭、その他にも当時オスマン帝国領内で宣教活動を行っていたプロテスタントの宣教師や赤十字関係者など、さまざまな目撃証言と報告がある。

それらをもとに 1916 年には、イギリスの歴史家アーノルド・J・トインビーが外務大臣の依頼で調査書を編集し、それは『オスマン帝国におけるアルメニア人の処遇』という題名のブルーブック（政府刊行書）として出版されている。そこでは早くもオスマン帝国の行為に対して公的に非難をしている。前述のモーゲンソウも 1919 年に『モーゲンソウ大使の実話』という題名でこの事件について書籍を出版しており、記録としても少なくない量のものが存在している。

その後に歴史家たちによって検証されたり、出版されたりしたものも含め、欧米によるこの事件への見解を総合すると、欧米はアルメニア人側に寄った立場で、これは意図的なジェノサイドであり、いずれもオスマン帝国の残虐行為を非難する論調のものがほとんどであるといつてよい。犠牲者数はアルメニア人の主張する 150 万人という数をうのみにしているものもあるが、歴史家たちの検証によってほしい 100 万人から 120 万人程度ではないかと推算されており、その数をとっていることが多い。

では、オスマン帝国の事実上の後継国家となったトルコ共和国の見解はどうであろうか。トルコ共和国がこの事件に対してとり続けている見解や態度は、一貫してネガシオニズムと呼ばれる「否認政策」と無視である。そしてトルコ共和国が「否認」する理由は以下のとおりである——1915 年の事件はアルメニア人の反乱が原因であり、1915 年 5 月 17 日の法令の《戦時中において軍責任者は、あらゆる反乱や抵抗を抑圧することができる》という権限を実行に移しただけであり、この虐殺は計画的なジェノサイドではなく反乱鎮圧であった。また追放に関しては、第一次世界大戦時の《国内の混乱から避難させるため》という、青年トルコ党が当初出したアルメニア人集合命令の理由をそのまま受け継ぐと同時に、前述の法令の《軍指揮官は、スパイや裏切り者を軍や地方自治体から追放できる》という権限を実行に移しただけである。そして、この問題については 1919 年から 1920 年にかけてすでに裁判が行われており、多数の者に死刑を宣告している。それに加えて、アルメニア人の「殺戮」(massacre) ——ジェノサイドとは言っていない——というのは前政体が行った歴史的な事件であり、現政体は責任を負う必要はない。

このように現在のトルコ共和国政府はアルメニア人ジェノサイドの事実を認めておらず、時には「無視」によってこの問題に関わることを忌避することがある。しかも、最近は変わりつつあるものの、トルコ共和国内では現在もこの問題について発言や議論することさえもタブー視されている。

ちなみにトルコ共和国側が推算する犠牲者数であるが、この事件を「ジェノサイド」だと認めていないにも関わらず、処刑者 30 万人、移動途中の死亡者 30 万人の計 60 万人が犠牲になったことは認めている。しかしトルコ共和国側は、これは戦争災害であり、全人口に対して死亡した割合はトルコ人の犠牲者と変わらないので、アルメニア人の犠牲者だけが不必要にとりざたされることはおかしいとしている。

このように、アルメニア側、欧米側、トルコ側それぞれ見解が異なること分かるが、ジェノサイドであるか否かという点においては、アルメニアと欧米の認知主義とトルコ共和国側の否認主義が対立している状況にあるといえる。

#### 1.5. 忘れられた「アルメニア人ジェノサイド」

では、「アルメニア人の殺戮」を第一次世界大戦の戦災とするオスマン帝国は、戦後その殺戮に関して裁かれたのだろうか。1919 年に第一次世界大戦は終戦を迎え、トルコは敗戦国となった。1915 年のジェノサイドの首謀者たちは同時に第一次世界大戦におけるオスマン帝国の戦争責任者でもあり、1919 年には連合国の圧力で彼らを裁くための戦争裁判も開かれたが、その多くはすでにドイツなど国外へ逃亡しており、実際はほぼ欠席裁判という形であった。

しかし、戦後処理のために 1920 年、連合国とトルコの間で交わされたセーヴル条約では、1918 年に旧ロシア帝国領のアルメニアに独立したアルメニア共和国の独立を認める条文と、ジェノサイドの計画者を告訴し処罰すると同時に、オスマン帝国のアルメニア人の諸権利を保証する内容があった。ところが、セーヴル条約に代わった 1923 年のローザンヌ条約ではその問題には触れられておらず、アルメニア人については単に「信仰上・人種上の権利を保証する対象となる少数民族」の一つとしてしか語られていなくなっていた。結局、アルメニア人ジェノサイドについての責任追及はなされないことになったのである。それに加えて 1922 年から 23 年にかけて起こった、ケマル・アタテュルクによるトルコ革命によるオスマン帝国の瓦解、新生トルコ共和国の成立により、アルメニア人ジェノサイドはさらに追求される機会を失っていく。ちなみに、連合国の圧力が弱まると今度はトルコ国内で戦争裁判の「再考」が叫ばれた結果、これまでの判決はすべて無効とされ、「犯罪人」は全員無罪となった。結局トルコ共和国においてはジェノサイドの責任追及どころか、戦争責任すらきちんと問われなかったのである

またこの頃、重大な国際犯罪を犯した国家および個人の刑事責任を追及するための常設の国際刑事裁判所設立の構想が国際連盟内で持ち上がっており、これがアルメニア人ジェノサイドに関する責任追及を行なうことのできる唯一の国際機関になりえたかもしれない

## I 論文

が、結局設立そのものが見送られたため、こちらにおいてもジェノサイドに関しての責任追及はついでなされることはなかった。連合国を中心とする当時の国際社会はオスマン帝国を非難する意思はあったものの、本格的に制裁を実行する算段はなかったのである。こうして、オスマン帝国によるアルメニア人ジェノサイドは忘れ去られることになる。

《結局、今誰がアルメニア人のことなんか口にするだろうか?》——これはヒトラーが、1939年に語った言葉である。この言葉は、アルメニア人ジェノサイドに対する当時の国際的無関心を見事に言い当てているといえる。ヒトラーはアルメニア人ジェノサイドの高度に組織化された方法に興味をもち、実際に参考にしたといわれているが、彼は結局第二次世界大戦中にユダヤ人ジェノサイドを遂行するのである。

第二次世界大戦の終戦とほぼ同時期に、レムキンによって「ジェノサイド」の語が発明され、1948年のジェノサイド条約締結の議論の中で1915年のアルメニア人の事件についても言及され、かろうじて完全な忘却から救われはしたものの、この言葉はもっぱら「ナチスによるユダヤ人大虐殺」を指すものとして使われるようになった。また、戦後処理のために開かれた非常設のニュルンベルク国際軍事法廷や極東国際軍事法廷によって、国際犯罪を国際法廷で裁く試みがようやく実現し、常設の国際刑事裁判所設立に向けても国際社会が動き出したが、国家主権に関する各国の意見の相違と冷戦の深刻化にともない、1954年に準備作業を凍結することとなった。アルメニア人ジェノサイドは再び国際的無関心にさらされることになる。

アルメニア人ジェノサイドが表舞台に出てくるのはおそらく1965年が最初であろう。表舞台に出したのは、連合国でもトルコでも国際社会でもなく、アルメニア人自身である。この年はジェノサイドから50年目に当たり、世界中のアルメニア系住民たちが初めてアルメニア人外部に向けてデモ行進など、大々的な記念行事を行ないはじめた年でもある。なかでもソヴィエト・アルメニア共和国の首都エレヴァンでのジェノサイド50周年記念デモは大規模なもので、15万人という参加者数はそれまでにソヴィエト連邦内で行われたデモ行進の記録を塗り替えるほどだった。こうしてアルメニア系住民たちは自分たちの先祖が受けたジェノサイドを国際的に、そしてトルコ共和国に認知させようと活動を始める。一方で、無関心を続ける国際社会に失望した一部のアルメニア系住民たちは、自分たちの先祖が受けたジェノサイドに対する関心と呼び戻し、注目を集めるためテロ行為に走ることになる。

1973年、トルコの要人をねらった暗殺事件がアメリカでおこった（ヤニキアン事件）。この事件はジェノサイドの被害を受けてアメリカに逃げてきたアルメニア人グルゲン・ヤニキアン老人が個人で計画実行したものだったが、これを嚆矢としてアルメニア人秘密組織によるテロが頻発するようになる。ペイルート、ロンドン、パリの三都市で「トルコに対する武力報復宣言」がアルメニア人の秘密組織によって同時に発表され、アルメニア人によるテロ活動の礎石となる。



1973年から1984年にかけては、一部のアルメニア人過激分子による世界中でのテロ活動が認知の手段として登場する。特にアルメニア系住民の勢力が強く国際的に影響力の大きい二都市——ロスアンゼルス、パリ——に事件は集中しているが、その他ではマルセイユ、バイロイト、ロンドン、ジュネーヴ、ブリュッセル、オタワ、ローマ、アムステルダム、ストックホルム、ウィーン、ベルン、マドリード、リスボン、フランクフルト、ベオグラード、アンカラと、その活動は広範囲にわたる。

アルメニア人のテロ活動は当初、トルコに対する武力報復であり、対人テロにおいてはトルコ人しか標的にしていなかった。実際1973年から1983年の10年間だけで45人ものトルコの外交官や政治家がアルメニア人のテロの標的とされ、うち34人が暗殺されている。しかしこのテロ活動は、対個人テロから1915年のジェノサイドを国際的認知の風化から救うための「宣伝テロリズム」に変化しており、それは1982年を境に個人攻撃から無差別攻撃に変化した。これは、アルメニア・テロリズムの主要な組織であるASALA（アルメニア解放秘密部隊 *Armée Secrète Arménienne de Libération de l'Arménie*）の性格——単なる報復ではなく、テロによって恐怖を煽り立て、各国政府の注意をアルメニア人の要求、つまりジェノサイドの認知に向けることを目標とする政治テロ的性格——によるところも大きい。彼らはトルコ政府関係者だけでなくソヴィエト連邦政府やフランス政府などもテロの標的にしており、アルメニア人テロ活動家の目的がトルコ要人への個人的報復からジェノサイドの国際的認知を重視するようになったことのあらわれであるといえる。

方法はともあれ、こうしてアルメニア人ジェノサイドはすこしずつ認知されるようになってくるのである。

## 2. 「アルメニア人ジェノサイド」の認知

### 2.1. 重要な3つの国際的認知

そしてアルメニア人によるテロが終息するのとほぼ同時期に、アルメニア人ジェノサイド認知に関して3つの決議がなされる。

第1の決議は1984年、ヨーロッパの法律家・学者を中心とする民間団体「常設民衆法廷」によって出された、第一次世界大戦中のオスマン帝国によるアルメニア人大虐殺への有罪判決である。原告はパリの「少数者の権利グループ」、アメリカ・ケンブリッジの「カルチュラル・サヴァイヴァル」、西ドイツ（当時）・ゲッティンゲンの「被迫害者のための協会」の3団体、被告は「オスマン帝国政府」である。トルコ共和国には代表者の出廷もしくは公式見解の提出を促したが、何の返事もないまま欠席裁判となった。

結局常設民衆法廷は、要約すると《アルメニア人は、個人的にも集団的にも国際法に則って考慮されるべき民族集団である。1915年から17年にかけての追放や虐殺によるアルメニア人根絶は、1948年のジェノサイド条約に抵触する時効不適用の犯罪であり、オス

## I 論文

マン帝国の当時の政権党であった青年トルコ党は有罪である。同時にアルメニア人ジェノサイドは「国際的な犯罪」であり、トルコ共和国は、オスマン帝国との不連続性を口実にこの罪を逃れることはできず、責任を負うべきである。その責任とは、まず公式にジェノサイドの事実を認め、その結果アルメニア人が損害を被ったことを認めることである。国際連合の機関とその構成員はジェノサイドの認知を要求し、アルメニア人を援助する権利を有する」という旨の判定を出し、青年トルコ党を有罪とし、トルコ共和国の認知責任を要求した。しかしこの裁判はあくまでも民衆法廷であり、刑罰の実効力はないことを確認しておきたい。

第2の決議は1985年、国際連合の少数民族保護・差別防止小委員会における、1915年のアルメニア人ジェノサイドの再検討決議である。もともと1973年、国連人権委員会に世界各地のジェノサイドに関する報告書が提出されていたが、この中の「パラグラフ30」で、アルメニア人大虐殺が国際機関においてはじめて「ジェノサイド」という言葉を使って表現されていたのである。しかし、「パラグラフ30」の採択決議はトルコ共和国の圧力により1978年まで引き延ばされ、結局この項は削除されていた。そして、1985年に歴史家ベンジャミン・ウィテカーが「パラグラフ30」をもとに、アルメニア人ジェノサイドの再検討を提案したのである。

常設民衆法廷とは違い、この決議にはトルコ共和国もオブザーバーとして参加していた。トルコ共和国は妨害やロビー活動を展開したが、結局、アルメニア人ジェノサイド問題の再検討を継続するという形で決着した。しかしこの後、国連人権委員会ではこの問題を本格的には取り上げておらず、ウィテカー提案はまだ効力を持っていないことになっている。

第3の決議は、1987年ストラスブールの欧州議会において可決された、オスマン帝国時代のアルメニア人ジェノサイドをトルコ政府が承認することをトルコ共和国のEC（当時）加盟の前提条件とする、「1987年6月18日決議」である。もともと欧州議会では、1981年からアルメニア人ジェノサイドの問題を検討しようとしており、1984年からは欧州議会政治委員会がヤーク・ファンデミュールブルッケを長としてこの問題を調査していた。そうして1987年、この決議の2か月前の4月14日にトルコ共和国がECへの加盟申請をしたことを受け、ファンデミュールブルッケ報告をもとにしてこの決議がなされたのである。この決議の目的は、加盟に関してトルコが以下の4条件——①1915年のアルメニア人ジェノサイドの認知、②クルド問題の解決、③キプロス島北部からのトルコ軍撤退、④トルコ国内における人権の尊重と民主化——に従うことを提示することであった。

トルコ政府はNATO（北大西洋条約機構）脱退をほのめかし、この決議がアルメニア人によるテロ行為を助長するものとして反対の意思を示した。しかし結局、欧州議会では賛成68、反対60、保留42でかろうじて認められた。決議の内容は《72年前にオスマン帝国によってアルメニア人のジェノサイドが行われた事実を現トルコ共和国政府が認知することをEC加盟の前提条件にすべきである。ただし現在のトルコ共和国がこの問題に関して

責任を取れないことと、この認知が現政府の批判にはつながらないことを確認する》というものであった。

これ以後、トルコの EC/EU 加盟が欧州/EU 議会の議題に上る際、定期的に 1987 年 6 月 18 日決議が有効であることが確認されており、近年では 2005 年 10 月に開催された欧州議会でも同様に確認と決議がなされたが、トルコ共和国はまだ承認していない。

このように 1980 年代半ばの数年間で、少なくともヨーロッパにおいてはアルメニア人ジェノサイドの積極的認知の流れが高まったことが分かる。しかし、この 3 つの国際的認知は、議題を取り上げた各機関の性格、取り上げた目的、関わることでできた人間のバックグラウンド、強制力の違いによってさまざまな段階の結果をもたらしたが、いずれも国際的に大きな実効力を持ってきたとはいえない。トルコ共和国による認知がまだなされていないのは、その証拠であろう。しかしこの認知を礎石として、冷戦構造の後退、第二次大戦以降の諸戦争やジェノサイドに触発されて高まった人権思想、そしてその後ろに隠されていたマイノリティの権利保護運動や「歴史の見直し」運動の流れと合わせ、アルメニア人ジェノサイドは「20 世紀最初のジェノサイド」として遅まきながらやっと一般的にクローズアップされつつある。

この後欧米では、まず市町村など地方公共団体がアルメニア人ジェノサイドを認知していく流れになる。

## 2.2. フランスにおけるジェノサイド認知宣伝と認知

ではここで、本報告が中心としたいフランスのアルメニア人における認知宣伝と、その反応としてのフランス政府による認知、これらの過程がいかなるものであったか具体的にみてみよう。

フランスにおいてもやはり、ジェノサイド 50 周年の 1965 年が転機になっている。まず、CDCA（アルメニア問題擁護委員会 *Comité de Défense de la Cause Arménienne*）というジェノサイド認知を活動目的にした団体が結成されたのがこの年である。そして、共産党の議員ギー・デュコロネを中心としてジェノサイド認知法案がはじめて議会で提出されたのもこの年である。これ以降、アルメニア人たちは CDCA を核として、議員への陳情やロビー活動を積極的に行い、ジェノサイド認知法案は主に左派系議員によって定期的に議会で提出されている。

この陳情が功を奏し、議員が個人的にジェノサイド認知を宣言する動きもみられるようになる。例えば 1981 年には、当時大統領候補となっていたフランソワ・ミッテランがジェノサイド認知に向けて行動を起こすことを宣言したり、他にもクロード・シェイソン外相（1981 年）やガストン・デフェール内相（1982 年）、ピエール・モーロワ首相（1982 年）など、現役閣僚がジェノサイド認知への支持を表明したりしている。ミッテランは大統領に就任した後 1984 年にも、ジェノサイドの認知に対する支持を表明している。

## I 論文

1973年から1984年にかけてのアルメニア・テロリズムも、結果的にジェノサイドをフランス社会に知らしめる要因になったといえよう。先述したようにアルメニア人の過激派によるテロは、大規模なアルメニア人コミュニティがあり、かつ国際的な影響力の大きいロスアンジェルスとパリに集中していた。とりわけパリでは1980年から1983年の間に8件のアルメニア人テロ事件が起きたほどであった。また、1975年10月に駐仏トルコ大使のイスマイル・エズが暗殺されたり、1979年12月には駐仏トルコ観光局長イルマズ・チョルパンが暗殺されたり、1981年9月にはトルコの刑務所に収容されているアルメニア人政治犯の釈放を要求してトルコ大使館が過激派に占拠されて約40人が人質になったり、1983年7月にはオルリー空港のトルコ航空搭乗カウンター付近の乗客ロビーで爆弾テロが起き、死者8名、負傷者60名を出すなど、パリでは深刻な被害を出したのも多かった。

フランスのアルメニア系コミュニティの、テロに対する反応はいたって冷ややかなものであった。彼らはテロ活動に対するコミュニティの関与を否定するだけでなく、フランスにおいて自分たちが築いてきた「統合のモデル移民」という地位を危うくするものとしてむしろ不快感を表明した。しかし、アルメニア・テロの犯人グループの一部はフランスのアルメニア系コミュニティの成員であり、その拠点もアルメニア人諸団体の建物の一室であることが多かったため、一時期フランスのアルメニア系住民は頻発するテロの積極的な加担者と見られた。

アルメニア人コミュニティの組織的な活動としては、CDCAを中心とした団体による議員への陳情やロビー活動とともに、毎年4月24日の「ジェノサイド記念日」デモ行進があげられよう。4月24日というのは、1915年にコンスタンティノープルでアルメニア人知識人が一斉逮捕された日であり、アルメニア人たちはこの日をジェノサイドがはじまった日として、アルメニア人コミュニティがある都市では毎年デモ行進をしている。このデモ行進では、ジェノサイド認知問題を支持し、アルメニア系住民にシンパシーを寄せる非アルメニア系の代議士が少なからず参加しており、マスコミの取材も多く、認知活動としては一定の成功を収めているといえよう。

このような宣伝活動があつて、フランス政府は本格的にジェノサイド認知の動きに入る。毎年4月24日付近に政府に出されていた議案はそれまで票を集められなかったが、1994年末に「4月24日委員会」が設立され、これが閉塞した状況を打破する契機となった。これはアルメニア人コミュニティ各種諸団体の統合機関であり、ジェノサイド記念日の式典を大体的に行うことと、フランス政府によるジェノサイド認知要求に目的をしぼった団体である。そして1997年の議会解散から選挙、そしてコアピタシオンへの流れの中でこの議案がクローズアップされ、1998年について国民議会で審議されることとなった。そうして1998年5月29日、国民議会はジェノサイド認知法案を可決した。その後1999年3月に上院で審議される予定だったが、コソヴォ問題の対応審議が優先されたため、ジェノサイド認知審議は延期された。結局2000年11月8日に上院で審議、可決されたあと、翌年1月18日に国民議会で再可決され、同月30日には法律として公布されることとなった。

2006年10月12日には、今度は実刑をともなったジェノサイド否定禁止法が国民議会を通過するが、その後上院で否決され現在に至っている。

### 2.3. 認知に対するトルコ共和国の反応

冒頭でも述べたように、これらの法案・法律の条文には、トルコという言葉だけでなく、オスマン帝国という言葉も出てこない。つまり、非難する対象、責任を追求する対象に関しては全く触れられていないということになる。では、通常非難される側に立ってきたトルコ共和国はこの認知に対してどのような反応を起こしているのであろうか。

一貫して「否認政策」を貫き、国民にもそう教育しているトルコ共和国の反応は、フランスでジェノサイド関連法案が可決される度に官民間わず激しい抗議行動を起こしている。例えば、2001年の法案成立時には、政財界では駐仏トルコ大使の召喚、当時のトルコ首相エジェヴィットをはじめとする多数の政府関係者の抗議声明、トルコ国防省と仏アルカテル社の情報衛星プロジェクト契約の破棄や、フランス企業の戦車・防衛機器、フランス産穀物の入札発注からの排除、フランスの医薬製品の輸入禁止など、あらゆる反仏措置が取られた。また民間でも、各地でフランス国旗の焼却、文化交流の縮小、一部の大学のフランス語講座の閉鎖、フランス製品の不買運動など、「フランス・ボイコット」の動きが高まった。2006年の法案通過時もエルドアン首相の抗議声明をはじめとし、軍事関係の協力凍結、原子力発電所の入札からのフランス企業締め出しなど、2001年の時と同じ様相を見せているが、近年、インターネットを使った否認運動も盛んになっていることを付け加えておく。

また、対フランスの事例ではないが、ジェノサイド認知に対するトルコの反応として、次の2つの例を挙げないわけには行かない。1つは2005年2月、トルコ人作家オルハン・パムクがスイスのメディア上でジェノサイド認知を行い、トルコ政府にもジェノサイド認知を求める発言をしたことに対するものである。これに対してトルコ政府は彼を刑法301条の「国家侮辱罪」で起訴するという反応を起こした（結局彼は2006年1月に不起訴とされた）。もう1つは2007年1月に起こった、イスタンブール在住のアルメニア人ジャーナリスト、フランク・ディンクが、17歳の極右のトルコ人少年に暗殺されるという事件である。パムクもディンクもジェノサイドの認知には積極的だが、2006年フランスのジェノサイド否定禁止法には否定的な立場を取っており、決してラディカルなジェノサイド認知推進派というわけではなかった。

このように、ジェノサイド認知に関してトルコ共和国は官民ともども一貫して過剰とも言える拒否反応を行いつづけている。この背景には、1922年からおこったトルコ革命以降のケマル・アタテュルク賛美に基づいた歴史教育が、旧体制オスマン帝国の負の遺産をたくみに消し去る、いわば「仕組まれた記憶喪失」ともいえる事情があることを付け加えておく。

## I 論文

### 2.4. 認知に至る背景

話をフランスに戻すが、フランスでは 1965 年以來一貫してジェノサイド認知に関する動きはでていたが、90 年代以降に特に動きが加速している。もちろん、CDCA ならびに「4 月 24 日委員会」をはじめとするアルメニア系諸団体の奔走は見逃せないであろう。しかし、それをフランス側が受け入れるのは、どのような背景があつてのことであろうか。

まず、認知にいたるまでの以下の 2 つの状況変化が大きく影響しているであろう。1 つ目は国内の状況であるが、1990 年代にフランス各地の地方公共団体で先に認知されてきたことが挙げられる。もちろんこれもアルメニア系諸団体の奔走、議員への陳情活動などによるものであるが、大小あわせて 60 近くの地方公共団体による認知が、国家による認知を大きく後押ししていることは言うまでもない。もう 1 つは国際的な状況として、冷戦中の国際問題を処理する実行機関設立の動き、特に 1998 年、国際刑事裁判所の設立がようやく決定されたことも重要であろう。ジェノサイドのような犯罪の処罰にとって国際的に実効力をもつこの機関は、第一次世界大戦後すぐから何度も構想と凍結が繰り返されており、この正式な設立によってアルメニア人ジェノサイドの問題がクローズアップされることは不可避であろうと言われている。下からの（地方公共団体等）認知、上からの（国際機関）認知可能性がフランス国家による認知を容易にしたのは想像に難くない。

また、アルメニア系諸団体の活動の活発化とその影響の増大は、議員にとっては魅力的な票田になるという見方もある。つまり、ジェノサイド認知を公約に掲げることで、今では 40 万人程度存在するといわれるフランス国内のアルメニア系住民の組織票を狙った選挙活動ができるということである。事実、2001 年 1 月の法案可決のあとも、3 月に地方統一選挙が控えており、2006 年 10 月の法案可決時も 2007 年初頭に地方統一選挙を控えていたので、このような見方があつても不思議ではないだろう。

認知を容易にしたのは外部環境のみではない。条文そのものの受け入れやすさというものも影響している。つまり、2001 年の法律に関しては、オスマン帝国という言葉もトルコという言葉も出されず、責任追及に関してもなされないという、中立的・宣言的な条文に帰結させたことではじめて法案が現実的に議会通过したのである。

しかし、この認知がフランスにとってどのようなメリットがあるのかを考えたとき、やはりトルコ共和国の EU 加盟を念頭においたものと考えざるを得ない側面がある。ではトルコ共和国の EU 加盟とフランスとはどのような関係があるのだろうか。

## 3. トルコ共和国の EU 加盟とフランス

### 3.1. トルコ共和国の EU 加盟交渉の歴史

周知の通り、トルコ共和国は EU 加盟を熱望している国の一つである。しかもその交渉の歴史は長く、1959 年、EEC（ヨーロッパ経済共同体）に準加盟申請したときから始まる。

1964年にEC（ヨーロッパ共同体）の準加盟国になるが、正式加盟を申請するまでにはその後20年以上経った1987年4月まで待つことになる。それを受けて欧州議会では「1987年6月18日決議」を出すのである。そうして1999年12月によりやうくEU正式加盟「候補」リストに入る。そしてその1年後の2001年1月にフランスでジェノサイド認知法が公布されることになる。2005年10月に加盟交渉が開始されたが、2006年12月には早くも加盟交渉の一部を凍結されて現在に至っている。その交渉開始から凍結の1年の間に、フランスではジェノサイド否定禁止法が国民議会を通過している。

ちなみに、1999年12月にEU正式加盟候補になった国は、キプロスやマルタ、東欧諸国など他に12カ国であった。その中で1987年から正式加盟を申請しているトルコは最古参の候補国であった。しかし、2004年5月に10カ国、2007年1月にルーマニアとトルコの隣国ブルガリアの2国が加盟し、現時点で加盟申請中の国はトルコ共和国とクロアチア、マケドニアの3カ国である。クロアチアとマケドニアは加盟申請は2000年代になってからなので、結局トルコは、どの国よりも加盟申請は早かったが、未だ加盟できていないという状態である。

### 3.2. EU加盟の条件とトルコの改革過程

では、トルコ共和国がEUに未だに加盟できない理由はなんなのであろうか。それを検討するためにまずは加盟申請国すべてに適用されるEU加盟の条件を確認する必要がある。

EU加盟には「コペンハーゲン基準」と呼ばれる条件をクリアしなければならない。これは以下の3つ——①政治的基準、②経済的基準、③EU法総体の受容——に分かれる。①は民主主義、法の支配、人権および少数民族の尊重と保護を保障する安定した諸制度を有することであり、②は正常な市場経済が機能しておりEU域内での競争力と市場力に対応するだけの能力を有すること、そしてEU法総体の受容というのは、EUが積み重ねてきた法体系「アキ・コムニョテール」の全採択（部分的採択不可）と、政治的目標ならびに経済通貨同盟を含む、加盟国としての義務を負う能力を有することである。

加盟申請後、①、②、③すべてにおいて不完全とみなされたトルコ共和国は、2000年以降ドラスティックな国内改革を断行する。まず2000年7月に、ユルマズ前首相・祖国党党首を大臣としてEU関係省を新設し、国内改革の基礎を作る。そうして2001年3月にトルコはEU加盟のための「ナショナル・プラン」を発表し、早速10月に憲法の大幅改正を断行する。これはコペンハーゲン基準の政治的基準に照準を合わせた改革であり、33項目が改正された。主なものは以下のとおりである——死刑制度の原則廃止（戦時期、戦争犯罪およびテロ・国家反逆罪を除く）、国家安全上の問題がないという条件におけるクルド語の出版・放送の解禁、軍の影響の強い国家安全保障委員会（MGK）の軍人文民比率の是正、政党の解党規制の改正。

2002年2月から2003年8月までには計7回の法改正を発表したのち、2004年5月に再び憲法改正に至る。ここでは拷問の禁止等の基本的人権の確認、公平な処罰の実施、高等

## I 論文

教育の改革、司法制度改革が行われた。2004年には死刑廃止をはじめとする懸案の刑法改正が行われ、2006年までに全部で150近くの法律が改正された。また、2005年1月には通貨リラに対して100万分の1のデノミネーションを行い、経済的改革にも対応してきた。このように、トルコ共和国は大胆な改革を強力に進め、ようやく2005年10月に加盟交渉が開始された。その際トルコ政府には2006年12月までにEUの求める「国内の民主化」を遂行するという条件が課されたが、1年後、トルコはその条件を満たしていないとされ、結局2006年12月に交渉は一部凍結されることになった。

### 3.3. トルコ共和国のEU加盟を阻む問題

では、これだけの国内改革を断行したトルコ共和国に、他にどんな問題があるのだろうか。EUは、どのような問題が手付かずのまま残されていると考えているのだろうか。

明示できる要因としてはまず、トルコの抱える国際問題として、キプロス問題とエーゲ海の島嶼に関するギリシアとの領土問題が挙げられる。キプロス島はもともと1960年の独立以来、トルコ系住民とギリシア系住民の緊張状態が続いていたが、1974年に起きたクーデターの際に、トルコ共和国はトルコ系住民を保護するという理由でキプロスに進攻し、北部を占領した。それ以来南部のギリシア系キプロスと北部のトルコ系キプロスに分断された状態が続いている。のち1983年にトルコ共和国は北部を「北キプロス・トルコ共和国」として独立を宣言させるが、この「北キプロス」はトルコ共和国以外には国際的承認を得ていない。「北キプロス」と対立する「南キプロス」政権が実質的にEUに加盟している「キプロス」であるゆえ、キプロスがトルコ加盟に関して拒否権を発動すると、加盟は実現されないということになる。ギリシアとの問題も結局ここに行き着く。

人権に関わる問題としては、少数民族問題、特にクルド問題と男女同権の問題がまだ完遂されていないことが挙げられよう。どちらも法整備はなされつつあるが、その適用が不十分であるということである。例えば、クルド語に関しては、学校教育への導入が遅れているし、クルド語をはじめとする少数民族語放送も1日30分では短すぎる。また、トルコは女性の首相もすでに出しているほど男女同権が進んでいるところもあるが、それはトルコ西部の大都市のみで、トルコ東部では依然として男尊女卑が支配的であり、女性の就学率も低い。また、言論の自由も保証されているとはいえない。例えば、前述したオルハン・パムクの発言に関して刑法第301条「国家侮辱罪」を適用していることから分かるように、トルコの検事は批判と侮辱が区別できていない——EU側はトルコの改革の不十分さをこのように見ている。

経済に関わる問題では、国内の経済格差、特に東西の経済格差の問題、そして農業の近代化の遅れが挙げられる。実は、この農業の近代化の遅れとそれにとまなう生産性の低さが一番克服し難いハードルであるとEUは見ている。トルコのような大国がこの農業生産性のままEUに加盟すると、EUが非常に重い経済的負担を強いられることは必至だからである。



以上は、加盟交渉で実際に取りざたされる問題であるが、そこでは取り上げられない EU 側の懸念材料として、つまり、明示できない要因としては以下のようなものがある。

まず、イスラームへの不安。トルコ共和国もフランスと同じく厳密な政教分離に基づく世俗国家であるが、国民の 9 割以上がイスラームであることに EU 市民の側にはもともと漠然とした不安があった。それが 2001 年の 9.11 事件以降、ヨーロッパでもイスラームは脅威と見なされる風潮が高まり、漠然とした不安が明らかな嫌悪に変質していく。実際、オーストリアのシュッセル首相などは露骨なトルコ排斥論を掲げてトルコの EU 加盟に反対していた。

次に、トルコの人口問題とそれに端を発する大量のトルコ人移民流入への不安。人口が 7,500 万人近いトルコが EU に加盟したら、ドイツについて 2 番目の人口を抱える国となり、そこが経済的に遅れているということなら EU の経済負担が莫大になるだろうと EU 市民は予想している。また、EU は原則的に域内自由移動の原則があるゆえ、経済状態のよくないトルコ国民が移民として簡単にヨーロッパに流入し、余剰労働力になったり、あるいは以前からの EU 市民の職を奪われたりして、いずれにしろ失業問題がさらに深刻になるという不安も抱えている。しかもヨーロッパでは移民は失業とともに治安悪化、犯罪のイメージとも容易に結びつくので、不安はさらに広がっていく。

そして、アルメニア人ジェノサイド認知問題である。前述の通り、欧州議会は「1987 年 6 月 18 日決議」でアルメニア人ジェノサイドをトルコ共和国が認知することを EC 加盟の条件にすべきだ、としており、同様の決議が 2000 年 11 月、2002 年 2 月、2004 年 2 月、2005 年 10 月にも欧州議会でなされ、現在も有効とされている。また、EU 域内の国家ではフランスの他、ベルギー、ブルガリア、キプロス、ギリシア、イタリア、スウェーデン、スロヴァキアと、少なくない国でジェノサイドが認知されている。なおこの問題は上記 2 つの問題とは違い、漠然とした精神的な拒否要素ではなく、組織によるれっきとした決議や認知である。なのでこの問題も一見 EU 加盟要件のようにも見えるが、実はコペンハーゲン基準には含まれていないので、EU 加盟の正式な条件ではない。

以上のさまざまな要因が重なって、トルコ共和国は未だ EU に加盟を拒否されている状態が続いている。

## おわりに

ではなぜ、アルメニア人ジェノサイドの認知が今、特にフランスにおいて問題となるのか。もう一度最初の疑問を提示しておきたい。

フランスは、EU 加盟国の中で最もトルコの加盟を否定的にとらえている国の一つである。それは EU 委員会が加盟国市民に対して行う年 2 回の世論調査「ユーロバロメーター」の結果でも明らかである。そもそも EU 拡大についても、フランスは加盟国中もっとも賛

## I 論文

成が少ない (25%)。EU そのものに批判的であると同時に、前項で挙げた、トルコの人権問題軽視への嫌悪という理念的な面、そしてイスラームや移民流入など現実的な面、これらの問題への不安が大きいからである。

まだまだ問題含みのトルコの EU 加盟であるが、それでもトルコは加盟基準に合致するように種々の改革を精力的に断行している。そうしていつかトルコが EU の基準をクリアして加盟が実現するような時、それでもトルコの EU 加盟を拒否したい国々は、トルコが絶対に肯定しないアルメニア人ジェノサイドの認知を迫ることで、トルコを自国や EU から遠ざけようとする可能性が大いに考えられる。例えば、ジェノサイド否定法案を立法化させたあと、トルコ出身の移民と労働契約を交わす際にアルメニア人ジェノサイドについての考えを述べさせて、否定的な見解を表明したら犯罪として告訴し、結果的に契約をしないなど、いわば「踏み絵」のように使うことで、せめて自国から彼らを遠ざけようとするようなことである。

つまり、フランスにとってのアルメニア人ジェノサイド認知のアクチュアリティは、もちろんアルメニア系コミュニティの不断の努力の結果であると同時に、「人権重視」国家をアピールする格好の材料であること、そして国内のアルメニア系有権者の集票材料に使われうること、そして、特に EU 加盟に関してはトルコに対する強力な外交カードとして使われうることであろう。そうして現在、この問題は当事者間の歴史認識問題から、トルコをめぐる国際社会の政治的イシューと化していることを最後に述べて本報告を終えたい。

### 【参考文献】

#### 〈和書〉

安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文社、2002年。

レオ・クーパー（高尾利夫他訳）『ジェノサイド』法政大学出版局、1986年。

鈴木董『オスマン帝国の解体：文化世界と国民国家』筑摩書房、2000年。

中島偉晴、メラニア・バグダサリアン『アルメニアを知るための 65 章』明石書店、2009年。

中島偉晴『アルメニア人ジェノサイド』明石書店、2007年。

八谷まち子編『EU 拡大のフロンティア——トルコとの対話』信山社、2007年。

藤井良広『EU の知識 第 14 版』日本経済新聞社、2005年。

藤野幸雄『悲劇のアルメニア』新潮社、1991年。

#### 〈和論文〉

川口マーン恵美「フランス VS トルコ 泥沼の『アルメニア虐殺論争』」『諸君！』第 39 巻 第 1 号、2007 年 1 月。

- 河野健一「EU はボスポラス海峡を超えるか——トルコ加盟問題の考察」『県立長崎シーボルト大学 国際情報学部紀要』第6号、2005年。
- 瀬川博義「ジェノサイド条約からみたアルメニア人虐殺の評価—20世紀初のジェノサイド事例に関する研究—」『愛知産業大学紀要』第11号、2003年。
- 八谷まち子「EUの拡大と対トルコ政策——混迷の構図」『法政研究』第70巻1号、2003年
- 八谷まち子「トルコのEU加盟は実現するか」『国際政治「新しいヨーロッパ——拡大EUの諸相』第142号、2005年。
- 松井真之介「フランスにおけるアルメニア人移民——その社会的成功をめぐって」『鶴山論叢』第2号、2002年。
- 松井真之介「忘れ去られたジェノサイドの認知——オスマン帝国によるアルメニア人ジェノサイドに関する三つの国際的認知をめぐって」『国際文化学』第14号、2006年。
- 松村高夫「アルメニア人虐殺1915～1916年」『三田学会雑誌』第94巻4号、2002年。
- 吉村貴之「ナルバンディアンの旅——19世紀後半のアルメニア民族運動におけるアルメニア人在外コミュニティの役割」『ロシア史研究』第67号、2000年10月。

〈洋書〉

- CDCA(Comité de Défense de la Cause Arménienne), éd., *L'actualité de Génocide des Arméniens*, Edipol, Créteil, 1999.
- Dastakian, A., Mouradian, C., *100 réponses sur le génocide des Arméniens*, Tournon, Paris, 2005.
- Govciyan, Alexis, *24 Avril – Reconnaissance par la France du Génocide Arménien de 1915*, Le Cherche Midi, Paris, 2003.
- Krikorian, Ara, *Dictionnaire de la Cause Arménienne*, Edipol, Créteil, 2002.
- Racine, Jean-Baptiste, *Le génocide des Arméniens – Origine et permanence du crime contre l'humanité*, Dalloz, Paris, 2006.
- Ternon, Yves, *Les Arméniens – Histoire d'un génocide*, Le Seuil, Paris, 1996.
- Tribunal Permanent des Peuples, *Le Crime de Silence – Le Génocide des Arméniens*, Flammarion, Paris, 1984.

〈洋雑誌〉

- Revue d'histoire de la Shoah: Le Monde Juif* « Ailleurs, hier, autrement: connaissance et reconnaissance du génocide des Arméniens », no. 177-178, janvier-août 2003, Centre de Documentation Juïve Contemporaine.

I 論文

〈洋論文〉

Cecchetti, Laurence, « *Le Rôle de la Diaspora Arméniens en France dans la Reconnaissance du Génocide Arménien 1965-2000* », mémoire de l'Institut d'Etudes Politiques, Université de Droit, d'Economie et des Sciences d'Aix-Marseille III, 2001.